

令和 6 年  
第 5 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和 6 年第 5 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 5 月 2 4 日（金）午後 3 時

会場 立川市役所 1 0 1 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - （１）事務報告
  - （２）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
  - （３）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 議案第 1 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について       |
| 議案第 2 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について      |
| 議案第 3 号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について |
- 5 その他
  - （１）その他
- 6 閉会

令和6年第5回立川市農業委員会総会

令和6年5月24日（金）

立川市役所101会議室

| 議 席 | 氏 名       | 議 席   | 氏 名         |
|-----|-----------|-------|-------------|
| 1 番 | 鈴 木 豊 君   | 1 0 番 | 鴻 地 文 武 君   |
| 2 番 | 嶋 田 貞 芳 君 | 1 1 番 | 岩 崎 紗 矢 佳 君 |
| 3 番 | 高 杉 普 一 君 | 1 2 番 | 高 橋 浩 久 君   |
| 4 番 |           | 1 3 番 | 宮 岡 広 行 君   |
| 5 番 | 橋 本 良 子 君 | 1 4 番 | 田 中 佐 一 君   |
| 6 番 | 浅 見 恵 子 君 | 1 5 番 | 清 水 茂 男 君   |
| 7 番 | 宿 谷 豊 君   | 1 6 番 | 川 野 進 君     |
| 8 番 | 横 幕 玲 子 君 | 1 7 番 | 岡 部 良 己 君   |
| 9 番 | 森 谷 一 郎 君 |       |             |

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君  
 次長 八 谷 俊 太 郎 君  
 係長 熊 谷 寛 君  
 主事 小 林 史 弥 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。もう定刻になりましたけれども、ちょっと早いんですよ。

それでは、全員そろいましたので始めたいと思います。

本日は非常に今日は真夏のような陽気の中、暑い中またお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず 1 点報告のほうがございます。立川市夏野菜品評会が 6 月 2 5 日でございます。こちらについて農業委員会のほうから賞の贈呈のほうをさせていただきたいという依頼がありましたので、農業委員会から賞状等を贈呈することになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、先日、昨日おとといですか、新任の研修会ということで、大勢の皆さんに御出席いただきましてありがとうございます。非常に、やはりこういうふうにな人数で研修会ということで、私なんかも改めていろいろなことで非常に勉強になった研修会だったと思います。なので、またもし今後まだ分からない点がありましたら、今度は事務局を通じて分からない点を御質問などしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年第 5 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員が御出席をしておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。

今回は、7 番の宿谷委員、8 番の横幕委員にお願いしたいと思います。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 5 件、（３）農地法第 5 条第 1 項第 6 号

の規定による届出が５件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長      それでは初めに、報告事項（１）事務報告を行います。恐縮でございますが、着座の上、御報告申し上げます。

４月３０日（火）、農地長期貸借促進奨励事業説明会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

５月１７日（金）、都市農地流動化協議会が開催をされまして、事務局が参加をいたしまして立川市農地バンクの事例発表をいたしました。

５月２０日（月）、北多摩地区農業委員会連合会の令和６年度通常総会が開催をされまして、会長と次長が参加をいたしました。

５月２１日（火）、東京都農業会議の理事会・常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をされました。

５月２２日（水）、東京都農業会議の職員を講師にお迎えをいたしまして、市役所１０１会議室において新任農業委員等研修が開催をされまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が参加をいたしました。

５月２３日（木）、生産緑地・都市農地貸借円滑化法研究会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

委員会といたしまして、５月１５日（水）に５月の総会に向けた現地調査を、２４日（金）午後３時より第５回総会、終了後、全員協議会を開催をいたします。

明日以降でございます。

５月２８日（火）、農地利用最適化交付金及び機構集積支援事業説明会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

５月２９日（水）、全国農業委員会会長大会が開催をされまして、会長が出席される予定となっております。

５月３１日（金）、相続税納税猶予制度実務研究会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

６月３日（月）、令和６年度第１回農地パトロールを、農業

経営部会と事務局で行う予定でございます。こちらの詳細につきましては、この後、全員協議会にて御説明を申し上げます。

6月5日（水）、農業者年金担当者会議が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

6月6日（木）、農地中間管理事業担当者会議が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

6月7日（金）、主任職員協議会通常総会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

6月18日（火）、東京都農業会議の理事会・常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席される予定でございます。

委員会といたしましては、6月14日（金）に6月の総会に向けた現地調査を、26日（水）午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会を開催をいたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町三丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は460㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町六丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は152㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は西砂町六丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は996㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は幸町三丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は179㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目、農地の所在は一番町五丁目の 2 筆。地目は登記簿上  
が畑、現況は駐車場用地。面積は 4 2 7 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用  
地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規  
定による届出 5 件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございま  
す。

1 件目、農地の所在は砂川町五丁目の 1 筆。地目は登記簿上  
が畑、現況は雑種地及び宅地。面積は 1 , 0 0 6 m<sup>2</sup>。転用目的  
は住宅用地でございます。

なお、この農地は以前、農地法第 4 条による農地転用届の提  
出済みでございますが、駐車場用地に転用した際、所有者によ  
る登記の地目変更手続がなされておりました。今回は所有  
権移転を伴う農地法 5 条によるものでございまして、転用目  
的が当初の駐車場用地から住宅用地に変更されておまして、  
現況も畑から雑種地と異なっております。このような場合、法  
第 5 条の手続を改めて行うよう登記所から指導がございまして、  
同一箇所でございますが、農地転用届を改めて受理をするもの  
でございます。

2 件目、農地の所在は砂川町四丁目の 1 筆。地目は登記簿上  
が畑、現況も畑。面積は 1 7 0 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でござ  
います。

3 件目、農地の所在は西砂町一丁目の 2 筆。地目は登記簿上  
が畑、現況も畑。面積は 2 , 8 8 7 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地で  
ございます。

4 件目、農地の所在は一番町四丁目の 4 筆。地目は登記簿上  
が畑、現況も畑。面積は 8 4 0 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でござ  
います。

5 件目、農地の所在は一番町二丁目の 1 筆。地目は登記簿上  
が畑、現況は公衆用道路。面積は 1 7 5 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用  
地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について1件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、議案第1号について説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明についてということとなります。現地調査を5月15日、申請人立会いの下、嶋田職務代理、宿谷委員、田中委員、浅見委員、橋本委員、横幕委員、事務局で行っております。

特例適用申請農地は、柏町三丁目の2筆と四丁目の2筆になります。

略図1を御覧いただければと思います。略図1の南側は砂川6番北西の自宅裏に広がる農地となります。柿や梅、栗などの果樹のほか、インゲンやシソなどの野菜を生産されておりました。北側は柏町四丁目のほうですね。平成新道の北に広がる農地となります。ハウレンソウやネギ、ジャガイモなどを生産されておりました。相続までは植木の生産も行っておりましたが、今後は野菜を中心に生産をしていく予定とのことです。このため委員より、畑にある植木類についてはどこかのタイミングで整理を検討するよう指導がございました。

議案1号については以上となります。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは補足説明を、初めに宿谷委員、お願いします。

- 7 番 この畑は境界もちちゃんと全部入っておりましたし、先ほど言われたように、ジャガイモ、インゲン、ネギなどを作っていて肥培管理もちちゃんとしていました。先ほど言ったように、ちょっと先代の植えた木が残っておりまして、松とかサルスベリ、ツツジ類、畑を使う範囲にないほうがいいんじゃないかなと、野菜ならばということで、本人も今後片づけていきたいと言っておりました。何よりこのこの方は、後継者が24歳かな。後継者がもう入っていますので、今後有望だと私は思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いします。

- 14 番 この方は元市役所のほうへ行ってきました、定年退職後に農業をやっているんですけれども、市役所にいた頃から土曜・日曜の休日を利用して畑をやっておりました。大変この方はきちょうめんな方でございますので畑が本当にきれいで、委員さんが結構厳しい意見を言ったんですけれども、自分じゃいいのかなと、自分は思っておりました。問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、浅見委員、お願いします。

- 6 番 肥培管理は良好でした。とても先ほど田中委員もおっしゃっていたようにきちょうめんなところがよく出ていまして、エンドウマメやカボチャなどとてもきれいに作付されておりました。宿谷委員もおっしゃっていましたが、植木のほうが大きくなっているので、これから伐採して管理したいとおっしゃっていたのでやっていかれると思います。息子様も入られたということで、本当にこれから農業経営は安心だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 皆様がおっしゃられていたように、適格者として十分だと思います。見せていただいてちょっと感動したのが、ジャガイモが数種類植えられていて、いろいろな種類でそれぞれ花が違って、そういう光景を私は見たのは初めてだったので、とてもいい栽培もしていらっしゃるんだなというふうに感じました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、皆さんがおっしゃったとおりですので特に補足することはないんですけれども、後継者が育っているのは大変頼もしい限りだと思います。それから私は直接関係はないんですが、境のところに植えてある木が最近はみんなお茶の木になっていましたけれども、この畑ではウツギが残っていましてちょっと感動したというのか、おかしいかもしれませんけれども、初めて境のところにウツギが植わっているというのを見て、私としてはうれしかったんです。というのは、これは昔はみんなそうだったんだけど、だんだんそういうところがなくなったという話でした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、当日私、所用がありまして欠席しましたので嶋田職務代理にお願いをしましたので、嶋田職務代理、よろしくお願いします。

2 番 今、委員さんが言われたように、肥培管理のほうは問題ないと思います。あと事務局のほうとあと委員さんのほうからもありましたように、先代が植木生産も少しやっていたので、その切り替えというか、ちょっと「ウーン」という、「売り物になるの」というようなのがちょっと残っているんで、その辺を今後きれいに片づけながらやってくれるということだったので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か御質問がありました

たらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長        それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長        本日は、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

申請人    お世話になります。

議長        申請人には、相続税納税猶予制度について十分御理解をいただいていると思っておりますが、本総会におきまして改めてその意思確認をさせていただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予が正しく適用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねします。初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をお願いします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願いいたします。

17番    どうもお忙しい中ありがとうございます。それでは早速質問をさせていただきます。

相続税の猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、僅かな業種にしか適用されない特別な制度であります。この制度を申請された農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで確認をさせていただきます。

まず1番、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続してい

く意思をお持ちでしょうか。

もう一つが、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。

以上の2点をお願いいたします。

申請人 それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、私は4年前に定年退職を迎えまして、そのときから専業で、主に野菜を中心とした専業で農業を行っているところでございます。

昨年亡くなりました父は、長年にわたりましてこの立川の地で農業をなりわいとしてまいりましたので、その父の思いも継承しつつ、今後も生涯にわたりまして農地の適正な管理を行いながら農業経営を継続していく所存でございます。

また家族も、現在高齢となりましたけれども、母親が出荷の際の荷づくりの手伝いや、あるいは、長男は既に一緒に農業を営んでいるところでございますし、また娘もおりますが、娘も休みでうちにいるときは手伝いをしてくれるということで、家族全員で今後も農業経営に携わっていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

17番 分かりました。非常に周りに支えられながら家族経営ができるということで頼もしいと思います。また今年も夏は暑いということなので、十分体には気をつけてお過ごしいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 土地利用部会長です。

相続税の納税猶予制度は、一定の条件を満たし続けている間は納税を免除されるといった制度であり、農業その他数種の相続税のみに適用される特例措置です。立川市を初め各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

特例の対象農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意してください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 お答えをいたします。

まず今回、納税猶予を申請をさせていただいているところでございますけれども、まず農地をしっかりと維持管理をして、そこで農産物を生産していくんだという、まず強いそういう意志というか覚悟が必要だというふうに、それが一番大切じゃないかというふうに思っているところでございます。その上で、その場所となる農地の確保ということは、大変重要なことであるというふうに認識をしているところでございます。

今回、私のように相続が発生をしまして納税猶予制度を適用させていただくことで、今後も農地の確保ができることとなります。しかし、その反面、一方では、相続税の納付という義務も生じてくるわけございまして、やむなく所有地の一部を手放さなければいけないということも現実としてございます。

都市農業の振興基本計画、この中では、都市農地は宅地化すべきものから都市の中にあるべきものという方針転換がされているということで、認識をしているところでございます。これは私のような耕作者の立場ではなく、都市計画また農政というような行政の立場から農地の保全を行っていくということになると思いますが、今後さらに都市農地の保全の面から農地支援をお願いできればというふうに考えているところでございます。

また、今お話に出たとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律、これが制定されたことによりまして生産緑地を第三者に

貸しやすくなったということは、承知をしているところでございますが、今後私が所有者となる農地におきましては、私自身で肥培管理を行い、家族の協力の下に行っていくつもりでありますので、農地を貸し出すという考えはございません。これからも多品目の野菜を中心に生産をし、市場への出荷販売を継続していきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

3 番      ありがとうございます。

納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま、申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

議長      ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんの中で御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありますか。

……質疑なしの声

議長      それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人の方をお願いのほうがございます。

この納税猶予制度は国の制度でございます。3年に1度税務署に報告する義務がございます。その前に農業委員会としましては、畑のほうの現地調査のほうを伺って調査をさせていただきますので、その際はまたお忙しい中、立ち会っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、先ほど両部会長からいろいろ御質問等があったと思います。その内容はこちらの封筒の中に入っておりますので、お帰りになりまして息子さんまた御家族にこちらのほうを見ていただいて、納税猶予制度はこういうものだということを御家族で御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。これで私のほうからは終わりということでございます。

本日はお忙しい中ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、6 件議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりとなります。6 件でございます。

現地調査を嶋田職務代理、森谷委員、高杉委員、田中委員、高橋委員、橋本委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果のほうを御報告いたします。

まず、議案第 2 号の 1 ですね。一番町一丁目の 1 筆になります。一覧をめぐっていただきまして略図の 1 を御覧いただければと思います。略図 1 は天王橋交差点の南西、昭島市境に広がる農地となります。サツキなどの植木、柿やビワ等の果樹のほか、自家消費用の野菜の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。西側に住宅開発が予定されており、土ぼこりなどの影響について御心配をされておられました。

続きまして、議案第 2 号の 2 ですね。一番町四丁目の 2 筆となります。略図 2－1 を御覧ください。略図 2－1 は天王橋東の玉川上水路北、自宅裏に広がる農地となります。ブロッコリーの作付を予定しているとのことでした。肥培管理は良好で、

境界も確認をできております。

めくっていただきまして略図の２－２を御覧いただければと思います。略図２－２は天王橋北、武蔵村山市境近くに広がる農地になります。主に東京都からの委託によるツツジやドウダンツツジなど、植木の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第２号の３、西砂町五丁目の１筆と六丁目の１筆になります。略図３－１を御覧ください。略図３－１は松中団地の南西、五日市街道の北に広がる農地となります。ジャガイモやニンジン、タマネギ、ナスなど多品種の野菜を生産されておりました。風の影響が強い位置にあるため、緑肥の麦を風よけに利用することに加え、虫よけにも利用することで、消毒をしない生産をしているとのことでした。去年はトウモロコシなどの野菜類についてハクビシンやキツネなどによる被害があり、今年も心配をされておられました。

続きまして、略図の３－２を御覧いただければと思います。略図３－２は第七中学校の西に広がる農地となります。これから落花生を植える予定とのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認をできております。こちらの農地でも以前、落花生の種をまいた後にカラスにほじくり返され食べられてしまったことがあるということで、御心配をされておられました。

続きまして、議案第２号の４、砂川町六丁目の１筆になります。略図の４を御覧ください。略図の４については砂川四番交差点の北側、玉川上水路の南側に広がる農地となります。南側はマサキやオリーブなどの植木を、北側はタマネギやジャガイモなどの野菜類を生産されておられました。肥培管理は良好で、境界も確認をできております。生産された野菜については、自家消費のほかは近隣の住民の方に直接販売をされているとのことでした。

続きまして、議案第２号の５になります。めくっていただきまして、砂川町五丁目の３筆と柏町四丁目の１筆になります。略図の５を御覧いただければと思います。左側の農地は砂川五

番交差点の北西、平成新道北側に広がる農地になります。レモンを作付されておられました。やや雑草は目立っておりましたが、肥培管理はおおむね良好で、境界も確認をできております。

それから右上の農地については国立音楽大学の南、自宅横に広がる農地となります。南北に2棟のハウスが建っております。南側のハウスではブドウを作付しており、北側のハウスについては現在作付品目を検討中とのことです。肥培管理については良好で、境界も確認をできております。販売価格の低迷は消費者にとってはありがたいが、農業経営に大変影響があり困っていると話をいただいております。

続いて議案第2号の6、若葉町三丁目の2筆になります。こちらは略図の6を御覧いただければと思います。略図の6については砂川十番の交差点の北側、自宅の裏に広がる農地となります。その畑の南半分にはハウスが3棟ありまして、シイタケの菌床栽培のほかトマトとキンカンを生産されております。また、畑の北半分についてはタマネギやカボチャ、ワケギなどの露地野菜を生産されておられました。肥培管理については良好で、境界も確認できております。

事務局からは以上になります。

議長      ありがとうございました。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を1番と3番を初めに嶋田委員、2番を森谷委員、4番を高杉委員、5番を田中委員、6番を高橋委員、こちらは私の代理でお願いをいたしました。

それでは、初めに1番と3番を嶋田委員、お願いします。

2番      1番の方ですけれども、今回が8回目の引き続きの申請ということで、肥培管理も良好で問題はなかったと思います。それと、一部除外をされているところがあるということだったんですけれども、これは現地で確認したところ、道路用地としてなっているところがありましたので、そこが一部除外ということになっております。

それと事務局から報告があったように、東側の昭島分の敷地になるんですけれども、こちらのほうがここで宅地開発がされるということで、今後近隣からのクレームだとかそういうところがちょっと心配ですというお話でした。境界のほうは全て確認できましたので問題ないと思います。

引き続き3番の方ですけれども、自宅裏で多品目のものを栽培なさっていまして、事務局から報告があったように、風よけの麦を利用してその真ん中にトウモロコシだとかそういうものを作付して、風だとかそういう被害を極力抑えるような形で栽培をしているということでした。

もう一か所の七中の近くのところですが、ここについては耕うんがなされていまして、今後落花生を作付ということで、境界のほうもみんな確認できましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長      ありがとうございました。

それで中立委員の橋本委員、横幕委員は1番から6番まで全てをこの後お願いしたいと思います。

それでは、1番と3番を初めに橋本委員、お願いします。

5番      今、嶋田委員からお話があったとおりです。1番の方は特に知り合いの方からも、近隣住民からの苦情でどうしたらいいかという相談が多くて、それについて立川市としても対応をして、何か住民への理解を促す情報提供ができないかというようなお話がありました。農業経営としては問題ないと思います。

3番の方はおばあちゃまなんですかね。とても元気でまだまだ畑に出ていらっしゃるようで、大丈夫だなというふうに思いました。緑肥で囲う栽培については私もあまりよく知らなかったんですが、虫よけになるという効果を期待してやっているということだったので、「あー、そうなのかな」というふうに、あまりよく知らなかったんですけれども、思いました。キツネの足跡がありまして、あまり被害はないそうなんですけれども、そこら辺どういうふうに共存していくかということが課題だと

思います。農業経営としては全く問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、お二方がおっしゃったとおりだと、特に問題になることはありません。キツネの害も話に出ました。それからビワが植わっていまして、そのビワの実をどうするのかという質問に対して、それは鳥用だという話を聞きました。私、昔ある農家さんから、柿の木を植えて上のほうは鳥に、真ん中辺は自分たちが収穫して、下のほうは旅人にといい、そういうふうに分けてあるという話を聞いたことがあるんです。これが砂川の農家の粋だというふうにおっしゃったのを、大変心に残ってずっと刻んでおります。ビワもそんな感じかなと思いました。

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、2 番を森谷委員、お願いします。

9 番 2 か所畑を拝見させていただきまして、両方とも肥培管理、境界等も問題はありませんでした。事務局さんが言われたとおり、植木のほうは東京都の受託苗木ということで、ツツジとコデマリを栽培されていました。それとあとブロッコリーのほうは冬取り用を生産されているようです。

それであと2－2の大きな畑のほうなんですけれども、その隣側がちょうど駐車場になっていまして、とまっている車が、コンテナのトラックがとまっていると、中を乾燥させるために後部か何かを開けてあったりとかしてありまして、ほこりの迷惑をかけちゃいけないということで、駐車場に面している畑に関しては、麦をまいてなるべくほこらないようにしているようでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 2 番ですよ。

議長 2 番です。

5 番      今お話があったとおりで、農業経営としては全く問題ないと思います。びっくりしたのが、図面の 2－2 の敷地の右下のところに丸があるんですけれども、マンホールなんですね。ここが納税猶予から外れているらしくて、「えー」というか、随分細かいんだなというふうに思いました。

以上です。

議長      ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番      特に問題になることはありません。

議長      ありがとうございました。

続きまして、4 番を高杉委員、お願いします。

3 番      この方のところは、事務局も先ほど言いましたけれども、南側に植木がありまして、北側では野菜が作られていました。それで境界杭の確認も大丈夫でしたし、肥培管理もよくできていました。ただ、ごみ穴がちょっと住宅に近いところに掘ってありましたので、それは今後夏場になると虫が湧いたり臭いがあるがあるので、次に作るときにはもう少し離して作るように指導をいたしました。

以上です。

議長      ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番      農業経営的には全く問題ないと思います。ジャガイモとサトイモは外へ販売されていて、ほかのものは、事務局からも説明があったように近隣の方に販売されているそうで、私も近くに引っ越したいなというふうに思いました。

以上です。

議長      ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番      今お二方がおっしゃったとおりで特に補足することはありません。こちらは 3 番の方はキツネが出たんですけれども、4 番のところですよ。アライグマが出るという話が出ました。

議長      ありがとうございました。

次に5番ですね。田中委員、お願いします。

- 14番 この方は7回目の現地調査となっております。それで砂川町の南側のほうの畑なんですけど、以前はブルーベリーが植えてあったんですよ。この方は決断力が早くてすぐに品種改良をするんですよ。早速レモンのほうが植わってありまして、境界等も入ってありました。それで柏町の畑なんですけれども、ここはハウスが2棟あるんですが、やはりこの1棟が以前はアスパラが植えてあったんですよ。去年から、ぽっとシャインマスカットのほうに変えてあります。すごい早いんですよ。でも、農業の関係のほうの農地のほうは問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

- 5番 体調不良があるということでちょっとおやせになったかなというふうにお見受けしましたが、頭のほうはクリアというか、気持ちというんですか、強い方だなというふうに思いました。「シャインマスカットよりももうかるものは何か」というふうに聞かれまして、「私はメロンが食べたいです」というふうに答えましたら、「メロンは駄目だ」みたいなそんなお話があって、価格向上に向けてとてもよく考えていらっしゃるんだなというふうに思いまして、農業経営的には全く問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 8番 この方は本当に意欲的に次々新しい作物に取り組まれるので頼もしい方なんですけれども、前回行ったときに実はレモンを植えたばかりのときでして、若い木だと寒さに負けてしまってほとんど全滅したところだったんですけれども、今年はちゃんと立派に育っていてよかったなと思いました。

ハウスのほうのシャインマスカットの話を書くときに適正価格の話が出たんですね。都市農業、都市で生産する野菜と地方

から来る野菜が同じ値段で競争することが、果たしてどうなのかというところなんだと思うんですけども、消費者のほうとしては、今フェアトレードということを非常に意識していますので、こういった話が実はもうちょっと公のところへ出てもいいのではないかというふうに思いました。

議長       ありがとうございました。

続きまして、6番、高橋委員、お願いします。

12番   申請者の畑を現地調査しまして、この方の畑、南側半分は先ほど報告があったとおりハウスで、北側に野菜を作っていました。ハウスの中でキンカンとかトマトの新しい品種を植え付けて増殖をしております。また、シイタケ等も丁寧に栽培をして、みの一れほか4か所に販売をしております。以前はどこへ売ろうかが非常に苦労されたみたいで、近所のコンビニとかスーパーとかへ相談に行ったりしたんですけども、今はお客さんが定着してきて、今はしっかりと生産をしないというふうな話をしておりました。境界等もしっかりしておりますので全く問題のない畑です。

以上です。

議長       ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5番       何も問題がないようにお見受けしました。とてもきれいに管理されていますし、農業経営的には全く問題ないと思いました。

以上です。

議長       ありがとうございました。

横幕委員。

8番       同じく問題ないと思います。

議長       ありがとうございました。

それでは、当日私は先ほど言ったように所用があって欠席しましたので、全体的に職務代理のほうから何かありましたらお願いしたいと思います。

2番       当日ぐるっと見て回ったんですけども、その中でここ最

近よく耳にする獣害のことと、周りの方々との付き合い方、どういうふうにしていけばいいのかということ、どこの圃場へ行ってもそういう話を聞きますんで、今後委員会としても、具体的にどういうことをやっていけばいいのかというのを話していく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

議長      ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。

岩崎委員、お願いします。

1 1 番    すみません、念のための確認でございます。1 番の方でしたっけ、ビワの木のお話が出た方というところなんですけど、今回これ引き続き農業経営を行っている旨の証明を、租税特別措置法70条の6の1項の規定に従ってというところから、あえて確認をいたしますけれども、その方は一部は鳥に上げているかもしれないですけれども、ちゃんと生産して自家消費または販売しているというふうなことでよろしいんですよね。

2 番      この方は植木のほうの少し生産もしているんですけれども、植木のほうは最近たまにしか売れないけれども、一応は動いていると、あと野菜についても自家消費がほぼほぼなんですけれども、それ以外については近所の方ということであったので、問題はないと思います。

議長      よろしいですか。

1 1 番    承知しました。収益を上げていることという要件が明確に先日の研修でも上がっておりましたので、全部鳥さんだったらそれはきっとあれなのでちょっと確認いたしましたけど、問題ないということで承知いたしました。

以上です。

議長      ありがとうございます。

そのほか御質問があったらお願いしたいと思います。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長       ありませんね。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……挙手全員

議長       ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について3件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長       そうしましたら議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御説明をいたします。今回は3件の証明についての説明となります。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりとなります。

まず議案第3号の1となります。略図の1を御覧ください。土地の所在は柏町一丁目の1筆、面積は1,266㎡となります。申出事由は死亡、証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続きまして、議案第3号の2、略図の2を御覧ください。土地の所在は羽衣町三丁目の5筆、面積は1,924㎡となります。申出事由は死亡、証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続きまして、おめくりいただいて議案第3号の3——略図の3となります——を御覧ください。土地の所在は西砂町六丁目の1筆、面積は688㎡となります。申出事由は故障、証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号の説明については以上となります。

議長       ありがとうございました。

それでは、議案3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、まず初めに 1 番、宿谷委員、お願いします。

7 番 この方は、先ほどもありましたけれども、一生懸命やっていて主たる従事者ということだと思いますので、大丈夫だと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、2 番を私と、あとこれに載っているのは宮岡委員も見ていただいたということでもいいんですか。

1 3 番 はい。

議長 では、2 番を先に宮岡委員、お願いします。

1 3 番 ちょっと時間をつくって見てきたんですけれども、まずたしかブドウかキウイか何かが入って左側に植えてあって、雑草もちょこっとだけ伸びていたんですけれども、まあちょっと前までは多分畑仕事をしていたんだなというのが見受けられました。あとちょっと古い地図を持っていったんで番地が違って、私の勘違いであれなんですが、事務局に確認したところ番地のほうは合っているということなので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

この方は現地のほぼ全部を見たんですけれども、実際はこの農地のほうは今後売られる予定の農地でございますので、当然管理のほうはもう、草のほうも生えたりはしております。ただ、主たる従事者ということなので、実際この方が実際に従事していたかどうかというのが一番の問題かと思っておりますので、その近くに以前現地調査というか適格証明でも伺っておりますので、しっかりこの方は農業に従事されている方でございますので問題ないかと思えます。

以上でございます。

続きまして、3 番ですね。岡部委員、お願いします。

1 7 番 この方なんですけれども、耳が大分不自由になってしまって、作業を全くできないわけではないんですけれども、大分不自由だということで、既に都市計のほうに相談に行っていて問題な

いんじゃないかという話をもらった中で申請したようです。ということで、問題はないんじゃないかと判断いたしました。

議長      ありがとうございました。

続きまして、川野委員、お願いします。

1 6 番    岡部委員と調査に行きましたけれども、今回は主たる従事者の証明ということで聞き取り調査をした結果、主たる従事者で問題ないと思っております。

以上です。

議長      ありがとうございました。

なお、ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

お願いします。

3 番      3 番の方なんですけれども、故障ということなんですけれども、耳の聞こえが悪いということなんですけれども、これは診断書とかそういうものとか、そういうのはあるんですか。外すに当たっては結構いろいろな規定みたいなものがあると思うんですけれども。

1 7 番    障害の。

3 番      はい。

1 7 番    障害者の認定は受けているようですけれども。

3 番      受けているんですか。

1 7 番    はい。それで都市計画課のほうに相談に行って、問題ないというような話の中で申請をしたと伺っております。

3 番      そうですか。分かりました。

議長      いいですか、事務局、何かその件について。

主事      すみません、補足です。こちらの方は身体障害者手帳を3級というところで所持をされております。それが今回障害要件に該当したというところでの買取り申出という形となっております。

以上です。

議長      ありがとうございました。

先日の研修の中でもあったと思います。やはりその障害者の

中でもどのぐらいの障害者という基準というかがあるわけで、それに満たされているということなので問題がないということでございます。

そのほか御質問ありますか。

お願いします。

1 1 番 今のところで確認なんですけれども、先日の研修を生かすと、故障に該当するかどうかの認定は生産緑地法の要件なので、都市計画課のほうで認定をしたというところで、農業委員会においては、主たる従事者であったかどうかで、あったら証明を出すというのが農業委員会の仕事というふうに理解しておりますが、それでよろしいんですよね。だから都計のほうで診断書なり障害者手帳なりを確認している。こっちは主たる従事者か否かの判断をする決議ということですよ。

1 7 番 その点は問題ないです。

1 1 番 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

1 1 番 はい。

議長 そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め採決に移ります。議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、その他で事務局で何かございますか。

次長 特にはございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は、6 月 26 日（水）午後 3 時から 208・209 の会議室で行います。

本日も慎重審議をしていただきありがとうございました。

午後 4 時 0 1 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員